選挙公営

選挙運動用自動車の使用関係

様式第１号（その１）

平成２６年 １月１９日

延岡市選挙管理委員会
　委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙
候補者氏名　　印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

１．一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

２．１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

（注）

① 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

② ２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には「自動車の借入れ」にあっては借入れの期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

③ 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第２号（その１）

平成　　年　　月　　日

自動車燃料代確認申請書

延岡市選挙管理委員会

委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

次の自動車燃料代につき、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条第２号のイの規定による確認を受けたいので申請します。

記

１．契約年月日　　平成　　年　　月　　日

２．契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（１）住　　所

（２）氏名又は名称

（３）法人の代表者氏名

３．燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

自動車登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．確認申請金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

区　　分	購入金額	左のうちの確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代合計（a）＋（b）	円	円
備　　考		

（注）

１．　この申請書は、燃料供給者ごとに別々に候補者から延岡市選挙管理委員会に提出してください。

２．　この申請書は、選挙運動用自動車燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３．　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。

４．　「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

様式第６号（その１の１）

請　　求　　書

【自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー等）】

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所

名　　称

氏名又は代表者氏名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり

３．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。

様式第６号（その１の2）

請　　求　　書

【自動車の借入れ（レンタル・マイカー等）】

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所

名　　称

氏名又は代表者氏名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり

３．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。

様式第６号（その１の3）

請　　求　　書

【燃　料　代】

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所
名　　称
氏名又は代表者氏名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円
２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり
３．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙
４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書、自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。
３．　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認申請書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

様式第６号（その１の４）

請　　求　　書

【運　転　手】

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所

氏　　名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり

３．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。

（別紙1）

請求内訳書（ハイヤー・タクシー等）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備　考
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	64，500円	円	
計			円	

（注）　「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ないほうの金額を記載してください。

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙2）

請求内訳書【自動車の借入れ（レンタル・マイカー等）】

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合）

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備　考
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
平成　年　月　日	円×1台＝　円	15，300円	円	
計			円	

（注）　「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ないほうの金額を記載してください。

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙3）

請求内訳書（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備　考
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
平成　年　月　日		円×　ℓ＝　円			
計			51，450円	円	

（注）1　「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2　「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ないほうの金額を記載してください。

3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「（イ）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙4）

請求内訳書（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（3）運転手

雇用年月日	報　酬　（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備　考
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
平成　年　月　日	円	12，500円	円	
計			円	

（注）　「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ないほうの金額を記載してください。

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10

様式第4号(その1)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

平成26年1月27日

平成26年1月26日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

記

運送等契約区分 (該当する番号に○をしてください)	1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		2. 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに、法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送年月日	運送等金額	備　考

(注)

1. この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に交付してください。
2. 運送事業者等が延岡市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、延岡市に支払いを請求することはできません。
4. 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当り次の金額までです。
   (1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　64,500円
   (2)　(1)以外の場合　　15,300円
5. 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが契約された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
6. 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
7. 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、延岡市に支払いを請求することはできません。

様式第4号(その2)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

平成26年 1 月 27 日

平成26年1月26日執行 延岡市長選挙

候補者氏名 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに、法人にあってはその代表者の氏名	

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
平成 年 月 日		ℓ	円	
平成 年 月 日		ℓ	円	
平成 年 月 日		ℓ	円	
平成 年 月 日		ℓ	円	
平成 年 月 日		ℓ	円	

(注)

1. この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に交付してください。
2. 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
3. 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
4. 燃料供給業者が延岡市に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
5. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、延岡市に支払を請求することはできません。
6. 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第4号（その3）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

平成26年1月27日

平成26年1月26日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備　考
平成　年　月　日	円	
平成　年　月　日	円	
平成　年　月　日	円	
平成　年　月　日	円	
平成　年　月　日	円	

（注）

1. この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に交付してください。
2. 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
3. 運転手が延岡市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
4. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、延岡市に支払いを請求することはできません。
5. 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
6. 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますのでその指定した1人のみについて記載してください。
7. 候補者の指定した運転手以外の運転手は、延岡市に支払いを請求することはできません。

様式第３号（その１）

確認番号

自動車燃料代確認書

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成　　年　　月　　日

延岡市選挙管理委員会

委員長　　緒方　忠久　印

記

１．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

２．候補者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．確認金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

備考

1. この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に交付してください。
2. この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、延岡市に支払を請求することはできません。

（別紙5）

選挙運動用自動車走行記録　　（候補者氏名　　）

（使用開始時メーター表示距離　　km）

年 月 日	午　前 経由地及び行き先	午　後 経由地及び行き先	使用終了時メーター表示距離	走行距離（km）	給油量（ℓ）
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					

備考

1. この記録用紙は、候補者が作成し、燃料供給業者に交付してください。
2. この記録用紙を受け取った燃料供給業者は、燃料代の請求の際にこの記録用紙を延岡市に提出してください。
3. 立候補届出日から、投票日前日までの、選挙運動用自動車の使用状況について記載してください。
4. 給油を行った日は、給油の欄に給油量を記入してください。

15

選挙公営

選挙運動用ポスター作成関係

様式第１号（その２）

平成２６年１月１９日

延岡市選挙管理委員会

委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

（注）

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第２号（その２）

平成　　年　　月　　日

ポスター作成枚数確認申請書

延岡市選挙管理委員会

委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

次のポスター作成枚数につき、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

１．契約年月日　　平成　　年　　月　　日

２．契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（１）住　　所

（２）氏名又は名称

（３）法人の代表者氏名

３．確認申請枚数　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうちの確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（a）	枚	枚
今　回　の　枚　数（b）	枚	枚
枚　数　計（a）＋（b）	枚	枚
備　　考		

（注）

１．　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から延岡市選挙管理委員会に提出してください。

２．　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３．　「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第６号（その２）

請　　求　　書

（ポスター作成）

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所

名　　称

氏名又は代表者氏名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり

3. 平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付されたポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。

（別紙6）

請 求 内 訳 書（ポスター）

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額(ロ)			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)＝(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)＝(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)＝(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
238				1,779	238	423,402				

（注）

1. ポスター掲示場数の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載された数を記載してください。
2. (E)欄には、確認書の確認枚数を記載してください。
3. (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4. (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

候補者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成金額の内訳

経費種別	単価	金額
企画・デザイン料		
撮影料		
製版料		
用紙代		
印刷料		
計		

様式第5号その1

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 *26* 年 *1* 月*19*日

平成26年1月26日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作　成　枚　数	枚
作　成　金　額	円
当該選挙における ポスター掲示場数	２３８　箇所

備考

1. この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に交付してください。

2. ポスター作成業者が延岡市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、延岡市に支払いを請求することはできません。

4. 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚　数　　ポスター掲示場数(238枚)

(2)限度額

$$\frac{510.48 \times 238\text{枚} + 301{,}875}{238} = 1{,}779\ \text{円}$$

1円未満の端数は切り上げ

※　1，779円×238枚＝423，402円

様式第３号（その２）

確認番号

ポスター作成枚数確認書

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成　　年　　月　　日

延岡市選挙管理委員会

委員長　　緒方　忠久　印

記

１．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

２．候補者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

３．確認枚数　＿＿＿＿＿＿＿＿枚

備考

1. この確認書は、ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に交付してください。
2. この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、延岡市に支払を請求することはできません。

選挙公営

選挙運動用ビラ作成関係

様式第１号（その３）

平成２６年　１　月１９日

延岡市選挙管理委員会

委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

（注）

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第２号（その３）

平成　　年　　月　　日

ビラ作成枚数確認申請書

延岡市選挙管理委員会

委員長　緒方　忠久　様

平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

候補者氏名　　印

次のビラ作成枚数につき、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

１．契約年月日　　平成　　年　　月　　日

２．契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（１）住　　所

（２）氏名又は名称

（３）法人の代表者氏名

３．確認申請枚数　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうちの確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（a）	枚	枚
今　回　の　枚　数（b）	枚	枚
枚　数　計（a）＋（b）	枚	枚
備　　考		

（注）

１．　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から延岡市選挙管理委員会に提出してください。

２．　この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３．　「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第６号（その３）

請　　求　　書

（ビラ作成）

平成　　年　　月　　日

延　岡　市　長　様

〒　　－

住　　所

名　　称

氏名又は代表者氏名　　印

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

１．請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．内訳　　別紙請求内訳書のとおり

３．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

４．候補者の氏名

５．銀行名、口座名及び口座番号

銀行・農協・信金・漁協		支店 本店
１．普通　　２．当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義		

備考

１．　この請求書は、候補者から交付されたビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２．　候補者が供託物を没収された場合には、延岡市に支払いを請求することはできません。

（別紙7）

請 求 内 訳 書（ビ ラ）

作成金額			基準限度額(ロ)			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7円30銭	16,000	116,800				

（注）

1. (E)欄には、確認書の作成枚数を記載してください。
2. (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
3. (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

25

様式第5号その2

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作製するものであることを証明します。

平成　年　月　日

平成26年1月26日執行延岡市長選挙

候補者氏名　　印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作　成　枚　数	枚
作　成　金　額	円

備考

1. この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に交付してください。
2. ビラ作成業者が延岡市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
3. この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、延岡市に支払いを請求することはできません。
4. 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚　数

1候補者当たり16，000枚

(2)限度額

7円30銭×16，000枚

様式第３号（その３）

確認番号

ビラ作成枚数確認書

延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第８条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成　　年　　月　　日

延岡市選挙管理委員会

委員長　　緒方　忠久　印

記

１．平成２６年１月２６日執行　延岡市長選挙

２．候補者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

３．確認枚数　＿＿＿＿＿＿＿＿枚

備考

1. この確認書は、ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に交付してください。
2. この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、延岡市に支払を請求することはできません。

選挙公営

契　約　書

運　送　契　約　書

（ハイヤー・タクシー等）

収入印紙　割印

延岡市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）とは、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1．使用目的　　公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用

2．車両及び登録番号

3．台　　数　　1台

4．使用期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで　　日間

5．契約金額　　円　（消費税込み）
　　内訳　　1日　　円×　　日間

6．使用上の義務等
　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7．請求及び支払
　この契約に基づく契約金額については、乙は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき延岡市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
　なお、延岡市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は延岡市には請求ができない。

8．その他

平成　　年　　月　　日

甲　延岡市長選挙候補者
　　住　所
　　氏　名　　印

乙　　住　所
　　名　称
　　代表者　　印

車　両　賃　貸　借　契　約　書

（レンタル・マイカー等）

収入印紙　割印

延岡市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）とは、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1．使用目的　　公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用

2．車両及び登録番号

3．台　　数　　1台

4．使用期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで　　日間

5．契約金額　　円　（消費税込み）
　　内訳　　1日　　円×　　日間

6．使用上の義務等
　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7．請求及び支払
　この契約に基づく契約金額については、乙は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき延岡市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
　なお、延岡市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は延岡市には請求ができない。

8．その他

平成　　年　　月　　日

甲　延岡市長選挙候補者
　　住　所
　　氏　名　　印

乙　　住　所
　　名　称
　　代表者　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

収入印紙　割印

延岡市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1．供給する期間

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日

2．供給場所

所在地

名　称

3．供給を受ける自動車の登録番号

4．金　額

単価1ℓ当り　　円（消費税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5．請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき延岡市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、延岡市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は延岡市には請求ができない。

6．その他

平成　　年　　月　　日

甲　延岡市長選挙候補者

住　所

氏　名　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　印

自動車運転手雇用契約書

収入印紙　割印

延岡市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1．運転する期間　　平成　　年　月　　日から

日間

平成　　年　月　　日まで

原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

2．契約金額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円（1 日につき　＿＿＿＿＿＿円）

3．運転する車輌の登録番号

4．請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき延岡市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、延岡市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は延岡市には請求ができない。

8．その他

平成　　年　　月　　日

甲　延岡市長選挙候補者

住　所

氏　名　　印

乙　住　所

氏　名　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙　割印

延岡市長選挙候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）とは、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1．品名　　公職選挙法第１４２条に定めるビラ

2．数量　　枚

3．契約金額　　単価　　円　　銭（消費税込み）
　作成総額の内訳

4．納入期限　　平成　　年　　月　　日

5．請求及び支払
　この契約に基づく契約金額については、乙は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき延岡市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
　なお、延岡市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は延岡市には請求ができない。

6．その他

平成　　年　　月　　日

甲　延岡市長選挙候補者
　住　所
　氏　名　　印

乙　住　所
　名　称
　代表者　　印

様　式　類（市長選挙）

選挙運動用自動車の使用関係

（１）選挙運動用自動車の使用の契約届出書　様式第１号その１・・・１
（２）選挙運動用自動車燃料代確認申請書　様式第２号その１・・・２
（３）請　求　書
　①　自動車の借り入れ（ハイヤー・タクシー等）様式第６号その１の１・・３
　②　自動車の借り入れ（レンタル・マイカー等）様式第６号その１の２・・４
　③　自動車の燃料代　様式第６号その１の３・・５
　④　自動車の運転手　様式第６号その１の４・・６
　⑤　請求内訳書（ハイヤー・タクシー等）　別紙１・・・７
　⑥　請求内訳書【自動車の借入れ】（レンタル・マイカー等）別紙２・・・８
　⑦　請求内訳書【燃料代】　別紙３・・・９
　⑧　請求内訳書【運転手】　別紙４・・・10
　⑨　選挙運動用自動車使用証明書【自動車】　様式第４号その１・・・11
　⑩　選挙運動用自動車使用証明書【燃料代】　様式第４号その２・・・12
　⑫　選挙運動用自動車使用証明書【運転手】　様式第４号その３・・・13
　⑬　自動車燃料代確認書　様式第３号その１・・・14
　⑭　選挙運動用自動車走行記録　別紙５・・・15

選挙運動用ポスター作成関係

（１）選挙運動用ポスター作成契約届出書　様式第１号その２・・・16
（２）選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書　様式第２号その２・・・17
（３）請　求　書　様式第６号その２・・・18
　①　請求内訳書　別紙６　・・・19
　②　選挙運動用ポスター作成証明書　様式第５号その１・・・20
　③　選挙運動用ポスター作成枚数確認書　様式第３号その２・・・21

選挙運動用ビラ作成関係

（１）選挙運動用ビラ作成契約届出書　様式第１号その３・・・22
（２）選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書　様式第２号その３・・・23
（３）請　求　書　様式第６号その３・・・24
　①　請求内訳書　別紙７　・・・25
　②　選挙運動用ビラ作成証明書　様式第５号その２・・・26
　③　選挙運動用ビラ作成枚数確認書　様式第３号その３・・・27

契　約　書

（１）運送契約書（ハイヤー・タクシー等）　・・・28
（２）選挙運動用車輌賃貸借契約書（レンタル・マイカー等）　・・・29
（３）選挙運動用自動車燃料供給契約書　・・・30
（４）選挙運動用自動車運転手の雇用契約書　・・・31
（５）選挙運動用ポスター作成契約書　・・・32
（６）選挙運動用ビラ作成契約書　・・・33

平成２６年１月２６日執行

延岡市長選挙

選挙公営の手引き

選挙運動用自動車

選挙運動用ポスター

選挙運動用ビラ

延岡市選挙管理委員会

〒８８２－０８２２

延岡市南町２丁目１－８

電話　２２－７０２６（直通）

目　　次

選挙公営制度とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1　選挙公営制度が適用される候補者の範囲　・・・・・・・・・・・・・1
　2　業者等に対する支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　3　公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅰ　選挙運動用自動車の使用の公営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　1　選挙運動用自動車の使用の契約の方式　・・・・・・・・・・・・・・2
　（1）　一般運送契約（ハイヤー・タクシー等）の場合　・・・・・・・・2
　（2）　個別契約（レンタル・マイカー等）の場合　・・・・・・・・・・2
　2　経費の支払を受けるための手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・3
　（1）　契約届出書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　（2）　自動車燃料代の確認申請書の提出　・・・・・・・・・・・・・・3
　（3）　選挙運動用自動車使用証明書の提出　・・・・・・・・・・・・・3
　（4）　請求書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　【参考図解】選挙運動用自動車使用の公営の手続き　・・・・・・・・・5

Ⅱ　選挙運動用ポスターの作成の公営　・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　1　公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（1）　作成単価の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（2）　ポスター作成の公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・6
　2　経費の支払を受けるための手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（1）　契約届出書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（2）　ポスター作成枚数の確認申請書の提出　・・・・・・・・・・・・6
　（3）　選挙運動用ポスター作成証明書の提出　・・・・・・・・・・・・6
　（4）　請求書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　3　選挙運動費用への算入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　【参考図解】選挙運動用ポスター作成の公営の手続き　・・・・・・・・7

Ⅲ　選挙運動用ビラの作成の公営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1　公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（1）　作成単価の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（2）　ビラ作成の公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・8
　2　経費の支払を受けるための手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（1）　契約届出書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（2）　ビラ作成枚数の確認申請書の提出　・・・・・・・・・・・・・・8
　（3）　選挙運動用ビラ作成証明書の提出　・・・・・・・・・・・・・・8
　（4）　請求書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　3　選挙運動費用への算入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　【参考図解】選挙運動用ビラ作成の公営の手続き　・・・・・・・・・・9

選挙公営制度とは

選挙運動用自動車の使用、ポスターの印刷及びビラの印刷（市長選挙に限る）に要した経費は、一定の限度内で公費をもって負担します。これは、お金のかからない選挙を実現することによって、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

1．選挙公営制度が適用される候補者の範囲

公費負担を受けるためには、供託物が没収されないことが条件になります。したがって、選挙の結果によっては選挙公営制度が適用されない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※　開票の翌日、選管に照会いただければ確認できます。

【参考】　供託物の没収点（法定得票数）

$$☆\ \text{市長選挙} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{定数（1）}} \times \frac{1}{10}$$

2．業者等に対する支払い

公費負担の経費は、市が直接業者に支払います。したがって、候補者、業者等は所定の手続きを定められた期限までに必ず行ってください。

3．公費負担の限度額

契約業者等が支払を受けられる金額には一定の限度額が定められています。限度を上回る金額は、候補者が支払うことになります。ですから、契約の際には候補者と業者等との間で経費の支払等について十分協議しておくことが大切です。

Ⅰ　選挙運動用自動車の使用の公営

1．　選挙運動用自動車の使用の契約の方式

次の二つの方式があります。

(1)　一般運送契約（ハイヤー・タクシー等）の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客運送業者）から、燃料、運転手とを併せて自動車を借り上げたときには、

借上げ料　１日当たり　６４，５００円を限度

限　度　額　４５１，５００円（64,500円×７日）

(2)　個別契約（レンタル・マイカー等）の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と自動車、燃料、運転手それぞれ個別に契約したときには、

■　自動車の借上げ料

１日当たり　　１５，３００円を限度

限　度　額　１０７，１００円（15,300円×７日）

■　燃料購入代

限　度　額　　５１，４５０円（7,350円×７日）

※　１日当たりの限度額はありません。

※　燃料代については、選挙管理委員会に確認を受ける必要があります。

■　運転手の報酬

１日当たり　　１２，５００円を限度

限　度　額　　８７，５００円（12,500円×７日）

（注）公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者との有償契約によって使用する場合に対象となりますから、候補者自身が所有する自家用車を使用したような場合には、その自動車の使用については公費負担の対象とはなりません。しかし、知人から自動車を借りるような場合の自動車の使用のほか、燃料代や運転手の報酬は公費負担の対象となります。この場合、有償契約をした者に限られますから必ず契約を締結してください。

自動車の借入れ、燃料の購入又は運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合に、契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合に限り、公費負担の対象とされます。

したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を同じくしている候補者の妻であるときは、その妻が自動車の貸出を業としていない限り、自動車の使用の公営は認められません。なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸しきって旅客を運送（いわゆるハイヤー・タクシー等）する業者免許を受けた業者であり、「その他の者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者以外であって、自動車の貸与（いわゆるレンタル・マイカー等）者、燃料の供給業者及び運転手の三業者に分けられます。

２．　経費の支払を受けるための手続き

(1)　契約届出書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

選挙運動用自動車使用の契約届出書・・・〔様式第１号その１〕

【添付書類】　　契約書の写し

(2)　自動車燃料代の確認申請書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

ただし、一般運送契約（ハイヤー・タクシー等）を締結した場合には申請の必要はありません。

【提出書類】

選挙運動用自動車燃料代確認申請書・・・〔様式第２号その１〕

※　候補者は、選挙管理委員会が発行する自動車燃料代確認書〔様式第３号その１〕に、選挙運動用自動車走行記録〔別紙５〕及び給油伝票の写しを添付して燃料供給業者に渡してください。

(3)　選挙運動用自動車使用証明書の提出（候補者から業者等へ）

候補者は、選挙運動用自動車使用証明書を作成し、有償契約をした一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者に提出してください。

■　自動車　・・・　〔様式第４号その１〕

■　燃　料　・・・　〔様式第４号その２〕

■　運転手　・・・　〔様式第４号その３〕

※　一般運送契約（ハイヤー・タクシー等）の場合には、〔様式第４号その１〕を、その他の者との契約の場合には、それぞれの内容に応じて〔様式第４号その1〕～〔様式第４号その３〕を提出することになりますのでご注意ください。

(4)　請求書の提出（業者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

請求書　・・・　〔様式第６号その１の１～４〕

【添付書類】

①　一般運送契約（ハイヤー・タクシー等）の場合

（ア）　請求内訳書（ハイヤー・タクシー等）〔別紙１〕

（イ）　選挙運動用自動車使用証明書　〔様式第４号その１〕

②　個別契約（レンタル・マイカー等）の場合

■　選挙運動用自動車については

（ア）　請求内訳書（レンタル・マイカー等）〔別紙２〕

（イ）　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）〔様式第４号その１〕

■　燃料代については

（ア）請求内訳書（燃料代）　〔別紙３〕

（イ）選挙運動用自動車使用証明書（燃料）〔様式第４号その２〕

（ウ）選挙運動用自動車燃料代確認書　〔様式第３号その１〕

（エ）選挙運動用自動車走行記録　〔別紙５〕

（オ）給油伝票の写し

■　運転手の報酬については

（ア）請求内訳書（運転手）　〔別紙４〕

（イ）選挙運動用自動車使用証明書（運転手）〔様式第４号その３〕

※　②の個別契約の場合、自動車・燃料代・運転手のそれぞれの場合ごとに請求書を作成し選挙管理委員会に提出してください。

◎　提出期限

(1)の契約の締結の届出については、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、(2)の燃料代の確認申請書については選挙終了後直ちに、(4)の請求書の提出については２月１０日（月）までに提出してください。

（選挙期日後１５日以内）

【参考】公営の手続きを図解すると次のようになります。

選挙運動用自動車（燃料代を除く）の使用の公営の手続き

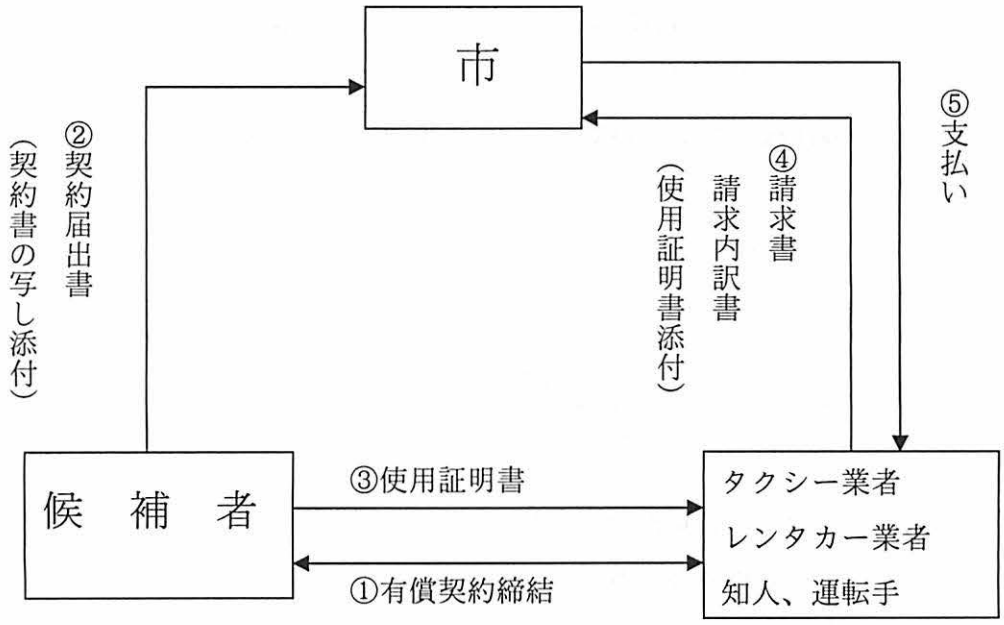

選挙運動用自動車（燃料代）の使用の公営の手続き

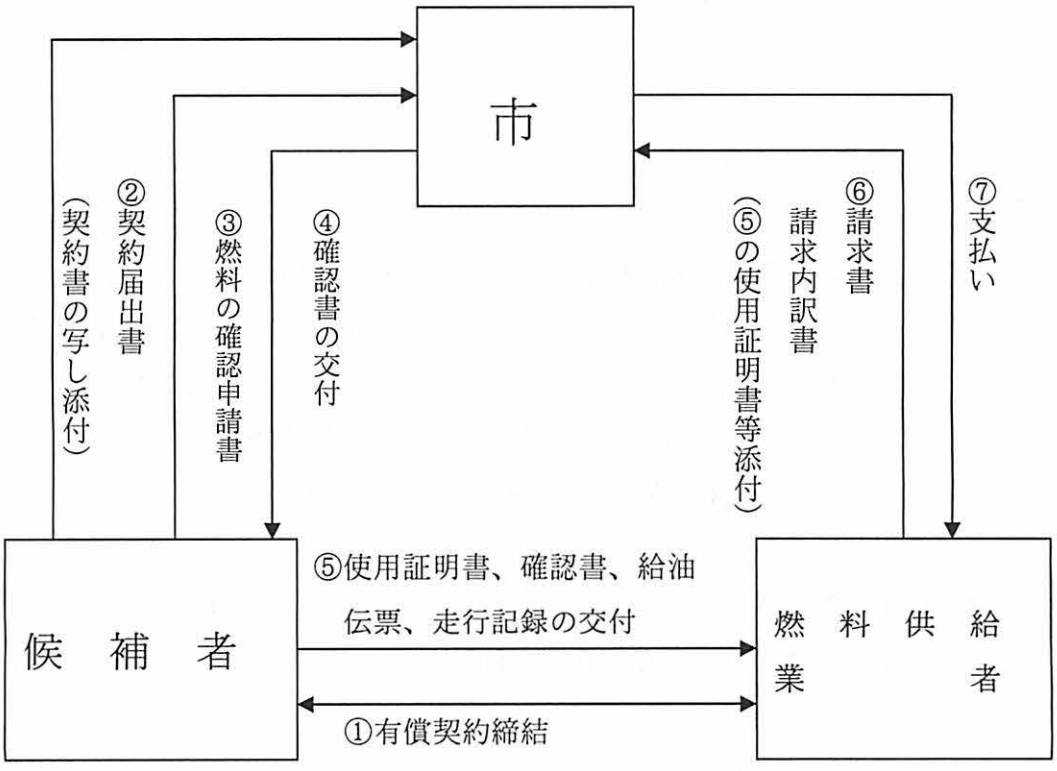

Ⅱ　選挙運動用ポスターの作成の公営

候補者は選挙管理委員会の設置するポスター掲示場（238ヶ所）に選挙運動用ポスターを掲示することができます。

このポスターの作成経費について、限度額の範囲内で、ポスター掲示場数分を公費で負担します。

１．公費負担の限度額

(1)　作成単価の限度額

$$\frac{５１０.４８円\times２３８枚+３０１,８７５円}{２３８ヶ所} \fallingdotseq １,７７９円$$

(2)　ポスター作成の公費負担の限度額

１,７７９円×２３８枚＝４２３,４０２円

２．経費の支払を受けるための手続き

(1)　契約届出書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

選挙運動用ポスター作成契約届出書・・・〔様式第１号その２〕

【添付書類】

契約書の写し

(2)　ポスター作成枚数の確認申請書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書・・・〔様式第２号その２〕

※　候補者は、選挙管理委員会から発行された選挙運動用ポスター作成枚数確認書〔様式第３号その２〕を業者に渡してください。（業者が費用を請求する際に必要です。）

(3)　選挙運動用ポスター作成証明書の提出（候補者から業者等へ）

候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書を作成し、有償契約をしたポスター作成業者に提出してください。

■　選挙運動用ポスター作成証明書・・・〔様式第５号その１〕

(4)　請求書の提出（業者等から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

請求書・・・〔様式第６号その２〕

【添付書類】

（ア） 請求内訳書　　・・・〔別紙６〕

（イ） 選挙運動用ポスター作成証明書　　・・・〔様式第５号その１〕

（ウ） 選挙運動用ポスター作成枚数確認書・・・〔様式第３号その２〕

◎　提出期限

(1)の契約の締結の届出、(2)のポスター作成枚数の確認申請については、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、(4)の請求書の提出については２月１０日（月）までに提出してください。

（選挙期日後１５日以内）

３．　選挙運動費用への算入

選挙運動用ポスター作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出の部のみ計上します。収入の部については、計上する必要はありませんが、「参考」欄に記載する必要があります。）

【参考】

選挙運動用ポスター作成の公営の手続き

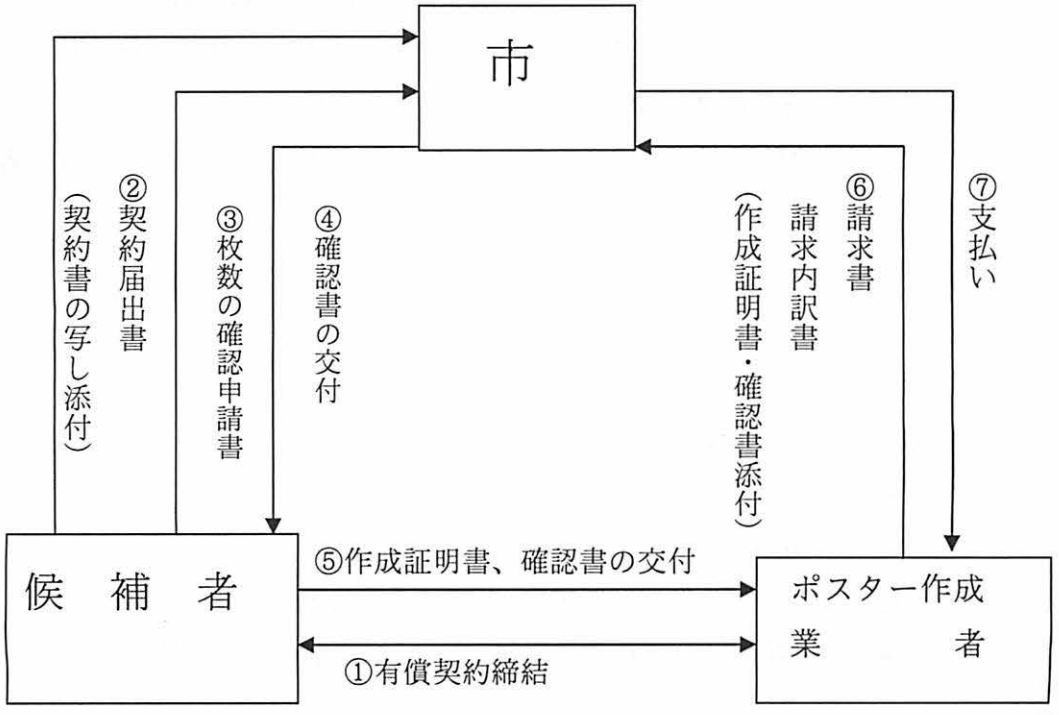

Ⅲ　選挙運動用ビラの作成の公営

市長選挙において、候補者は選挙管理委員会に届出た２種類以内のビラを 16,000 枚まで頒布することができます。

このビラの作成費用を限度額の範囲内で公費で負担します。

１．公費負担の限度額

(1)　作成単価の限度額

１枚当たり７円３０銭

(2)　ビラ作成の公費負担の限度額

７円３０銭×１６，０００枚＝１１６，８００円

２．経費の支払を受けるための手続き

(1)　契約届出書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

選挙運動用ビラ作成契約届出書・・・〔様式第１号その３〕

【添付書類】

契約書の写し

(2)　ビラ作成枚数の確認申請書の提出（候補者から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書・・・〔様式第２号その３〕

※　候補者は、選挙管理委員会から発行された選挙運動用ビラ作成枚数確認書〔様式第３号その３〕を業者に渡してください。（業者が費用を請求する際に必要です。）

(3)　選挙運動用ビラ作成証明書の提出（候補者から業者等へ）

候補者は、選挙運動用ビラ作成証明書を作成し、有償契約をしたビラ作成業者に提出してください。

■　選挙運動用ビラ作成証明書・・・〔様式第５号その２〕

(4)　請求書の提出（業者等から選挙管理委員会へ）

【提出書類】

請求書・・・〔様式第６号その３〕

【添付書類】

（ア）　請求内訳書　　・・・〔別紙７〕

（イ）選挙運動用ビラ作成証明書　　・・・〔様式第５号その２〕

（ウ）選挙運動用ビラ作成枚数確認書・・・〔様式第３号その３〕

◎　提出期限

(1)の契約の締結の届出、(2)のビラ作成枚数の確認申請については、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、(4)の請求書の提出については２月１０日（月）までに提出してください。

（選挙期日後１５日以内）

３．選挙運動費用への算入

選挙運動用ビラ作成費はポスターの場合と同様に、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。（ただし、支出の部のみ計上します。収入の部については、計上する必要はありませんが、「参考」欄に記載する必要があります。）

【参考】
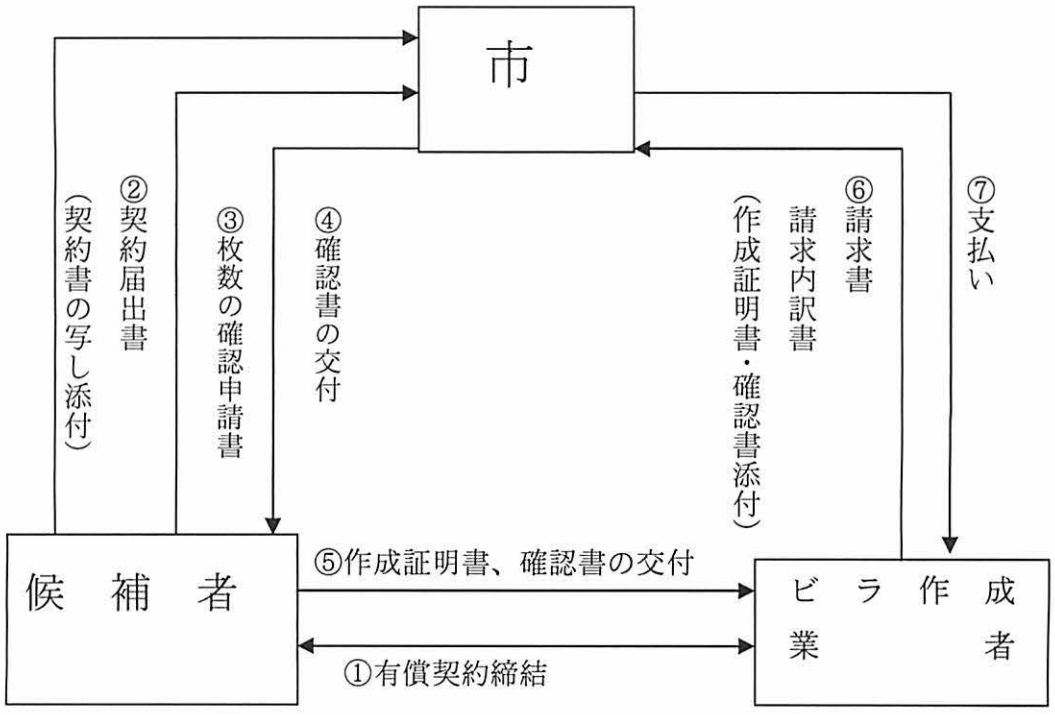
選挙運動用ビラ作成の公営の手続き